

第 13 章 国内制度の変更に関する情報

UNFCCC インベントリ報告ガイドラインパラグラフ 50 (J) 及び決定 15/CMP.1 の附属書パラグラフ 21 の規定に基づき、我が国の国内制度について、前回のインベントリ提出からの変更点を報告する。

- 前回のインベントリ提出から変更はない。

第14章 国別登録簿の変更に関する情報

決定15/CMP.1の附属書パラグラフ22及び決定3/CMP.11のパラグラフ14の規定に基づき、我が国の国別登録簿について、前回のインベントリ提出からの変更点を報告する。

14.1. 2016年において我が国の国別登録簿でなされた変更点の概要

表14-1 2016年において我が国の国別登録簿でなされた変更点

報告項目	変更点の記述
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(a) 登録簿管理者の名前又は連絡先の変更	我が国の登録簿管理者（RSA）の連絡先が以下のとおり変更となった。 (変更前) Mr. Yuji Mizuno Mr. Toshiaki Nagata (変更後) Mr. Kazuhisa Koakutsu Mr. Toshiaki Nagata
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(b) 協力構造の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(c) 国別登録簿のデータベース又はキャパシティの変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(d) 技術的基準の確保に関する変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(e) 不一致を最小化するための手続の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(f) 安全対策の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(g) 公開情報リストの変更	ユニット保有量及び取引の情報は、決定14/CMP.1で定義されているように、標準電子様式（Standard Electronic Format: SEF）に基づいて公に入手できるようになっている。2016年6月に2015年分の情報を公開した。 以下の情報は機密保持の懸念があるため公開されていない。 - 個別の口座レベルにおけるユニット保有量 - 我が国の国別登録簿がユニットを移転した際の移転先口座、及び我が国の国別登録簿がユニットを取得した際の取得元口座 なお、可読性の向上のために、ユニットに関する情報はそれぞれのシリアル番号と関連付けられていない。
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(h) インターネットアドレスの変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(i) データ保存の完全性を確保する手段の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(j) テスト結果の変更	変更なし

14.2. 我が国の国別登録簿になされた変更に関する参考情報

- 2016年1月、業務アプリケーションのセキュリティアップデートを実施した。国際取引ログ（the International Transaction Log: 以下、ITL）や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2016年1月、ファイアウォールのセキュリティアップデートを実施した。ITLや他の登

登録簿の機能に影響はない。

- 2016年3月、検索エンジン対策を実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 2016年5月、DNSサーバのセキュリティアップデートを実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 2016年6月、Webサーバのセキュリティアップデートを実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 2016年7月、京都ユニット保有量及び実施されたトランザクションについての公開情報を、2014年のSEFをもとに更新した。決定13/CMP.1附属書にて公に入手可能にするよう要請されている以下の情報については、主に機密保持の懸念上の理由から公開されていない。(下記の括弧内のパラグラフ番号は、決定13/CMP.1附属書のものである)
 - 口座の代表者氏名 (パラグラフ45(e))
 - 情報公開対象のERU、CER、AAU及びRMUのクレジット特定番号 (パラグラフ47)
 - 年始時点における口座毎のERU、CER、AAU及びRMUの総保有量 (口座種別毎の総保有量のみ公表) (パラグラフ47(a))
 - 期間中に我が国の国別登録簿が取得したERU、CER、AAU及びRMUの移転元口座番号 (移転元登録簿のみ公表) (パラグラフ47(d))
 - 期間中に我が国の国別登録簿から移転されたERU、CER、AAU及びRMUの移転先口座番号 (移転先登録簿のみ公表) (パラグラフ47(g))
 - 口座毎のERU、CER、AAU及びRMUの現在の保有量 (口座種別毎の現在の保有量のみ公表) (パラグラフ47(l))
- 2016年7月、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)改正に伴い、業務アプリケーションの更新を実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 2016年9月、電子申請システムにて受け付けた申請情報を国別登録簿に転送する機能が廃止された。この機能は国際間の通信を必要としない機能のためITLや他の国別登録簿の機能に影響はない。
- 2016年10月、ハードウェアを一部更改し、オペレーティングシステムおよびミドルウェアのバージョンアップを実施した。ITLや他の国別登録簿の機能に影響はない。
- 2016年10月、DNSサーバのセキュリティアップデートを実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 2016年11月、登録簿管理者端末のセキュリティアップデートを実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 2016年11月、ファイアウォールのセキュリティアップデートを実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 2016年11月、アプリケーションのセキュリティアップデートを実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響はない。